

更新申請をされる方へ（新型コロナウイルス感染症防止に係る臨時的な取扱い）

要介護・要支援認定において、基本的に対面による認定調査を実施する必要があります。更新申請の対象となる方のうち、新型コロナ感染症拡大防止を図る観点から認定調査など面会が困難な場合は、要介護・要支援状態区分は現状のまま、認定有効期間を現在の有効期間満了日から11カ月後まで延長します。

できる限り心身の状態を把握するため更新申請を行ってください。

▶ 面会可能な方

「更新申請書」等を提出してください。

▶ 面会が困難な方

「更新申請書」等とあわせてこの書類「要介護認定の臨時的な取扱い確認書」を提出してください。

▶ 心身の状態に変更がある方

区分変更の申請を行うことが可能です。

- ・施設等入所中の方は、この確認書を提出する前に施設等のケアマネジャーへ相談してください。
- ・更新申請書及び確認書の申請後、新たな有効期間を記載した「被保険者証」と「要介護認定・要支援認定結果通知書」を約1か月後にお送りします。なお、暫定被保険者証（資格者証）は送付いたしませんので、ご注意ください。
- ・今後、臨時的な取扱いの継続及び終了については、新型コロナウイルス感染状況を確認しながら判断します。

要介護認定の臨時的な取扱い確認書

被 保 険 者	被保険者番号											申請年月日	年	月	日		
	フリガナ											生年月日	明・大・昭	年	月	日	
	氏名												()	歳			
		(男・女)										電話番号					

※本人以外が申請する場合は次の欄に記入してください。

※本人が施設等入所中の場合は次の欄に記入してください。

申請者氏名 提出代行者名称	被保険者との関係		施設等名称	
住所 又は 所在地	〒		施設等 担当者氏名	
	電話番号 ()		電話番号 ()	

提出書類（同封の「要介護・要支援更新認定申請のお知らせ」参照）

- 更新申請書
- 介護保険被保険者証（原本）
- 健康保険証の写し（40～64歳までの方のみ）
- その他必要書類（同封ビラの「手続きに必要な提出書類」をご確認ください）
- 要介護認定の臨時的な取扱い確認書（面会等が困難な場合のみ）

提出前に
チェック
してくだ
さい。

認定調査等面会が可能な場合は、この確認書の提出は不要です。